

医政産情企発 1205 第 5 号
令和 7 年 12 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
（公印省略）

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310005 号（令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正）。）において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704003 号）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、公益社団法人日本医師会会長、公益社団法人日本歯科医師会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了承願います。